

三木町告示第 106 号

三木町老人福祉会館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 4 月 3 日

三木町長

三木町規則第 16 号

三木町老人福祉会館管理規則の一部を改正する規則

三木町老人福祉会館管理規則（昭和 62 年三木町規則第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 10 条」を「第 9 条」に改める。

第 3 条を削る。

第 2 条の見出し中「浴室開場日」の次に「及び開場時間」を加え、同条に次の 1 項を加える。

2 浴室開場時間は、午前 10 時から午後 4 時までとする。ただし、町長が特に必要と認めるときは、開場時間を変更することができる。

第 2 条を第 3 条とし、第 1 条の次に次の 1 条を加える。

（休館日及び開館時間）

第 2 条 老人福祉会館の休館日は、次のとおりとする。

（1） 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで

（2） 月曜日

2 老人福祉会館の開館時間は、午前 9 時から午後 9 時までとする。

3 第 1 項及び前項の規定にかかわらず、町長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

4 老人福祉会館の管理を指定管理者に行わせる場合の休館日及び開館時間は、あらかじめ町長の承認を得て、これを変更することができる。

第5条第1項中「あらかじめ」を「原則として使用する日の属する月の前月20日までに、」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。